

滋賀県南部工業用水道事業の紹介

○事業の主旨

滋賀県は古来より交通の要衝として栄え、昭和30年代後半には名神高速道路や東海道新幹線等の幹線交通網の整備がいち早く整い、また京阪神や中京に近い等立地条件に恵まれたため、企業立地が進み、急速に工業化が進展してきた。

そこで計画的な工業開発を進めるため、昭和42年に旧湖南工業用水道の建設に着手した。更に昭和47年には南部工業用水道事業に着手し、その後昭和54年に旧湖南工業用水道を合併し、今日に至っている。

○事業の経緯

南部工業用水道事業は、昭和42年に旧湖南工業用水道として着工し、昭和43年5月に一部給水を開始した。更に琵琶湖総合開発事業の一環として、水位低下による工業用水対策を含め、本県で最も工業集積の高い南部地区の用水確保を図るため昭和47年に南部工業用水道事業に着手し、その後旧湖南工業用水道を水源転換等のため昭和54年に合併した。

現在、給水能力は74,400m³/日となっている。

なお、南部工業用水道事業は創設以来30年以上経過し、機械設備の摩耗劣化等が進行していることから、平成12年度から平成21年度までを計画期間として国庫補助事業による改築事業に取り組んでいる。

経営的には、平成3年度から取り組んだ経営健全化計画により平成11年度から黒字経営となり、以後経営状況は安定して推移してきている。今後も経費節減のため、人件費の抑制、施設更新の平準化・整備点検の充実による長期利用、業務の委託化等を進め、なお一層の経営安定に努めていく。

一方、経済情勢、環境保護、省エネ対策等から受水企業の使用水量が減少傾向にあり、契約水量と実使用水量の乖離が大きくなってきた。

そこで、県企業庁としては事業の趣旨に基づき、産業振興面からバックアップするという観点から、健全な経営が継続できることを前提に、平成17年4月に従来の「責任水量制」から基本水量に基づく定額制の基本料金と、実際に使用した水量に応じて算定する基本

使用料金で構成された「二部料金制」に移行するとともに単価の改正を実施した。

(従来：基本料金50円→改定後：基本料金40円、基本使用料金8円)

○ユーザーの概要

(平成20年3月末現在)

業種	給水件数	契約水量 (m ³ /日)
機械	13	19,420
化学	8	22,990
石油製品	7	6,602
繊維	4	1,400
食品	3	3,125
鉄鋼	9	3,750
窯業・土石	6	6,100
その他	1	200
合計	51	63,587

○工業用水道施設の概要

南部工業用水道事業は野洲市吉川沖合323mの琵琶湖で取水し、導水ポンプで吉川浄水場に導水している。そこで浄水(沈澱)処理の後、各工場にポンプ送水している。

配水管の管径は75~1,100mm、総延長は約78kmで、給水区域は草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町の6市1町となっている。

平成23年度からは、集中監視制御を導入し、浄水場それぞれに実施している運転監視業務を一元化することで、経営の合理化・効率化に努めていく。

○事業の特徴

- ・水源が琵琶湖なので、他の水系に比べ濁水に強く、水質も安定している。
- ・送水については、琵琶湖から上流へのポンプ圧送となるため、給水原価における動力費の占める割合が高い。

○滋賀県企業庁のホームページアドレス

<http://www.pref.shiga.jp/n/kigyo/>

○給水系統図を含む給水区域図 滋賀県南部工業用水道

